

船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第23号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年3月15日 05時10分ごろ
発生場所	長崎県松浦市青島南岸の浅瀬 津崎鼻灯台から真方位039° 1,200m付近 (概位 北緯33°24.38' 東経129°40.86')
事故等調査の経過	平成27年3月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 20 ^{あらん} 亜蘭、19トン NS2-23399（漁船登録番号）、株式会社はまだ漁業 第292-48735号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷、舵及び推進器に曲損等
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、青島西方沖を約11.5ノットの速力で自動操舵により東進中、船長が、背もたれ付きの椅子に腰を掛けた姿勢で航海当直を行っていたところ居眠りに陥り、青島南方の津崎水道に向けて変針予定場所を通過後も東進を続け、平成27年3月15日05時10分ごろ青島南岸の浅瀬に乗り揚げた。 本船は、高潮時を待って16時ごろ離礁し、僚船にえい航されて長崎県佐世保市の根拠地に帰った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約0.7m/s 海象：潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：06時32分ごろ
その他の事項	船長は、本事故発生前の約1週間で水揚げの航海を2回行っていたが、1日平均約8時間の睡眠をとっており、本事故当時、睡眠不足や疲労感を感じていなかった。 船長は、佐世保市宇久島北西方の漁場を01時ごろ発進したときから1人で航海当直についていた。 船長は、漁場を発進してから反航船もなく単調な航海が続き、長崎県平戸市生月島を過ぎた頃眠気を感じ始めたのでコーヒーを飲んだが、その後、椅子に腰を掛けた姿勢で当直を続けるうちに眠ってしまった。 本船は、船尾喫水が約1.5mであった。 本船には、船橋航海当直警報装置がなかった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、青島西方沖を自動操舵で東進中、航海当直中の船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して、同島南岸の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、睡眠不足や疲労感はなかったが、夜間、単調な航海が続いていたこと、背もたれ付きの椅子に腰を掛けた姿勢であったことから、眠気を感じ、コーヒーを飲んだものの眠気を払拭できずに居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、青島西方沖を自動操舵で東進中、航海当直中の船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して、同島南岸の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で航海当直中、眠気を感じた場合、コーヒーを飲んでも眠気を払拭できないときは、更に椅子から立ち上がって体を動かしたり、外気に当たったりなどすること。そのような措置を講じても眠気を払拭できない場合は、他の乗組員と当直を交替すること。 ・ 船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。